

選定療養費制度についてのお知らせ

入院の必要性が低いものの、患者様側の事情等で180日を超える入院をしている場合には、これまでの患者様一部負担金以外に「入院料の15%」を患者様にご負担いただきます。180日超に係る保険外併用療養費『選定療養費』として下記の料金を自己負担していただきます。この場合、入院基本料の85%については保険対象となりますが、この部分についても健康保険の自己負担割合に応じて自己負担していただきます。

急性期一般入院料 2 .. 1日につき 2,935円(税込)

(※急性期一般入院料2 1,779点×10円=17,790円×15%×消費税10%)

※厚生労働大臣が定める場合等は選定療養の対象となりません。

- ① 難病患者等入院診療加算を算定する患者
- ② 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- ③ 重度の肢体不自由者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く)、脊椎損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- ④ 悪性新生物に対する腫瘍用薬(重篤な副作用を有するものに限る)を投与している状態
- ⑤ 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態
- ⑥ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
- ⑦ 人工呼吸器を使用している状態
- ⑧ 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態
- ⑨ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る)
- ⑩ 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
- ⑪ 呼吸管理を実施している状態
- ⑫ 頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態
- ⑬ 肺炎等に対する治療を実施している状態
- ⑭ 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
- ⑮ 15歳未満の患者
- ⑯ 児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援を受けている患者
- ⑰ 児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受けている患者
- ⑱ 造血幹細胞移植又は臓器移植後の拒絶反応に対する治療を実施している患者

ご不明な点がございましたら2F入退院窓口または病棟担当事務までお尋ねください。

